神奈川県行政書士会職員退職金規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、神奈川県行政書士会(以下「本会」という。)職員就業規則第48条に基づき、 本会に勤務する職員の退職金に関する事項を定めることを目的とする。

(適用者の範囲)

第 2 条 この規則は、本会職員就業規則第 4 条の規定により採用され、所定の手続きを経て本会と 労働契約を締結した職員に適用する。

(退職金の支給)

- 第3条 勤続2年以上の職員が退職又は死亡した場合には、この規則の定めるところにより退職金を支給する。
- 2 職員が死亡した場合における退職金は、職員の遺族に支給するものとし、その範囲及び支給順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までに定めるところによる。

(退職金額)

- 第 4 条 退職金額は、退職金算定基礎額に勤続年数に応じて定めた別表の支給率を乗じて算出した 金額とする。
- 2 前項に定める退職金算定基礎額は、金80,000円とする。

(勤続年数の計算)

- **第 5 条** この規則における勤続年数は、職員となった日から退職又は死亡の日までとし、1年未満の期間については、6ヶ月未満は切り捨て、6ヶ月以上は1年とする。
- 2 職員が在職中に本会の常務理事に就任した場合には、その在任1期につき3年を勤続年数に加算する。ただし、在任期間が6ヶ月未満の場合は、その期についての加算年数は1年とする。

(退職金の減額・不支給)

- **第6条** 職員の退職事由が自己都合による場合には、勤続年数に応じて次のとおり退職金を減額する、又は支給しないものとする。
 - (1) 勤続 4年未満の者 不支給
 - (2) 勤続 4年以上11年未満の者 15%減額
 - (3) 勤続11年以上21年未満の者 10%減額
 - (4) 勤続21年以上31年未満の者 5%減額
- 2 懲戒解雇された者については、退職金を支給しない。ただし、第9条の規定に基づき支給される 場合については、この限りではない。

(退職金の増額)

- 第 7 条 職員の退職事由が定年又は死亡による場合には、退職金を10%増額するものとする。
- 2 職員の退職に際して、勤続年数、功労その他を考慮して必要のある場合には、理事会の承認を得て、退職金を増額することができる。

(退職金の支払)

第8条 退職金は、原則として退職又は死亡の日から1ヶ月以内に、その全額を支給する。ただし、 第9条の規定に基づき独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(以下「中 退共」という。)から支給される金額以外の分について、本会の財政状況等のやむを得ない事情が発生した場合には、退職年度から5年間にわたり分割支給することができる。なお、この場合、利息は付さないものとする。

(中小企業退職金共済制度の適用)

- 第 9 条 本会は、退職金の一部に充当するため、各職員について中退共と中小企業退職金共済法に よる退職金共済契約を締結する。
- 2 新たに雇用した職員については、勤続3年を超えた月に前項に定める退職金共済契約を締結する。
- 3 中退共から支給される退職金については、中退共の規定による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、平成6年4月1日施行の神奈川県行政書士会職員退職金規則(以下「従前の規則」という。)は廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に本会に勤務している職員の退職金額算出において、この規則により支給 される退職金額が、従前の規則により算出される金額を下回るときは、従前の規則による退職金額 を支給する。

附 則

この規則は、平成29年3月23日から施行する。

別 表 (第4条関係)

勤続年数別支給率表

勤務年数	支給率	勤務年数	支給率	勤務年数	支給率
1	0.0	1 6	25.6	3 1	96.1
2	0.4	1 7	28.9	3 2	102.4
3	0.9	1 8	32.4	3 3	108.9
4	1. 6	1 9	36.1	3 4	1 1 5. 6
5	2. 5	2 0	40.0	3 5	1 2 2. 5
6	3. 6	2 1	44.1	3 6	129.6
7	4. 9	2 2	48.4	3 7	136.9
8	6. 4	2 3	52.9	3 8	144.4
9	8. 1	2 4	57.6	3 9	152.1
1 0	10.0	2 5	62.5	4 0	160.0
1 1	12.1	2 6	67.6		
1 2	14.4	2 7	72.9		
1 3	16.9	2 8	78.4		
1 4	22.5	2 9	84.1		
1 5	22.5	3 0	90.0		

^{※ 40}年以上はすべて160.0とする。